

体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	円 1,870	円 2,440	円 3,100	円 4,320	円 5,540	円 7,400	屋外照明設備を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額
		一般	3,730	4,890	6,180	8,620	11,070	14,800	
	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	970	1,220	1,540	2,190	2,760	3,730	
		一般	1,940	2,440	3,100	4,380	5,540	7,470	
	区分使用 (4分の1面)	児童、生徒及び学生	510	630	770	1,160	1,420	1,940	
		一般	1,030	1,280	1,540	2,310	2,820	3,860	
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び学生	1,730	2,310	2,890	4,050	5,220	6,960	
		一般	3,480	4,630	5,800	8,120	10,440	13,910	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1台ごとに180円						
		一般	1時間までごとに1台ごとに390円						
第2卓球室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに330円						
	一般		1時間までごとに630円						
陸上競技場	児童、生徒及び学生		円 1,420	円 1,870	円 1,870	円 3,280	円 3,730	円 5,150	
	一般		2,820	3,730	3,730	6,580	7,470	10,310	
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び学生	6,960	9,280	9,280	16,240	18,560	25,500	
		一般	13,910	18,560	18,560	32,450	37,090	51,010	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに570円						
		一般	1時間までごとに1面ごとに1,160円						

ゲート ボール 場	全面使用	児童、生徒 及び学生	円 1,540	円 2,070	円 2,070	円 3,610	円 4,120	円 5,670
		一般	3,100	4,120	4,120	7,210	8,250	11,350
	区分使用	児童、生徒 及び学生	1時間までごとに1面ごとに270円					
		一般	1時間までごとに1面ごとに510円					
アーチェリー場		児童、生徒 及び学生	円 770	円 1,030	円 1,030	円 1,790	円 2,070	円 2,820
		一般	1,540	2,070	2,070	3,610	4,120	5,670

別表第2の3中表の部分を次のように改める。

区 分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
第1会議室	円 1,670	円 2,190	円 2,820	円 3,860	円 5,020	円 6,700
第2会議室	1,670	2,190	2,820	3,860	5,020	6,700
第1教養室	1,420	1,940	2,440	3,350	4,380	5,800
第2教養室	1,030	1,280	1,670	2,310	2,970	3,990
第1研修室	1,540	2,070	2,580	3,610	4,630	6,180
第2研修室	1,940	2,440	3,100	4,380	5,540	7,470
第3研修室	1,940	2,440	3,100	4,380	5,540	7,470
創作室	1,540	1,940	2,440	3,480	4,380	5,920
陶芸室	1,790	2,440	3,100	4,260	5,540	7,330
音楽室	1,940	2,580	3,220	4,510	5,800	7,720
調理実習室	2,310	2,970	3,730	5,280	6,700	9,000
こども広場	1,670	2,190	2,820	3,860	5,020	6,700

別表第2の4中表の部分を次のように改める。

区 分	施設の利用料金の上限額	附属の設備の利用
-----	-------------	----------

		9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで	料金の上限額
入場料等を徴収しない場合		円 3,860	円 5,150	円 6,440	円 9,000	円 11,590	円 15,460	附属の設備を使用 する場合において は、1件又は1式 1時間までごとに 1,260円の範囲内で 知事が定める額
入場料等を徴収 する場合	興行として行う ものでない場合	5,800	7,720	9,660	13,530	17,380	23,170	
	興行として行う ものである場合	11,590	15,460	19,320	27,050	34,780	46,370	

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。